

# 特別支援教育の基礎用語に関する学校教員の主観的認識度

中学校における特別支援教育校内研修会による変化

○松本秀彦

(高知大学学生総合支援センター)

KEY WORDS: 特別支援教育基礎用語、主観的認識度、研修効果

## (目的)

障害者差別解消法（以下、法）の施行（平成 28 年 4 月 1 日）により合理的配慮提供が求められており、特別支援教育の基礎的な知識は全教員に必須である。そのために特別支援教育に関する校内研修会が企画される。しかし、時間的な制限のため研修回数に限りがあるため、適切な研修ニーズに基づいた内容構成が必要になる。さらに、研修効果を客観的に評価して研修を改善することが必要である。

教員の持つ特別支援教育の知識については、高等学校の教員は小学校教員よりも用語の既知度が低いとされる。また、法に関する用語および近年クローズアップされてきた用語（“テストの特別措置”、“ディスレクシア”、“合理的配慮”、“リーズナブルアコモデーション”）の認識度は小中高ともに低く、中学校の教員では“感覚過敏”、“限局性学習症”、“ディスレクシア”、“リーズナブルアコモデーション”の認識度が特に低かった（松本, 2016）。

そこで本研究では、中学校において個別の支援計画を作成して支援実施する事業の中で企画された年間 4 回の校内研修会参加教員を対象に、研修前後に実施した特別支援教育用語認識度調査の変化によって研修の有効性を検討した。

## (方法)

対象：公立中学校校内研修会参加教員 20 名。

研修スケジュール：4 月講演「障害者差別解消法について：発達障害と合理的配慮」、5 月気になる生徒の授業観察及びケース検討、8 月個別の指導計画作成の基本とブラッシュアップ、1 月「個別の指導計画による支援結果の検討」であった。

特別支援教育用語認識度調査：調査は研修初回（4 月）冒頭と同年度 2 月に実施した。質問項目は、特別支援教育の基本用語に対する主観的認識度であった。主観的認識度は自身でどの程度説明できるか主観的な認識度を 0～10 点の間 1 点刻みで回答させた。インフォームドコンセントを行い研究協力を承諾した者を分析対象とした。データ分析は、認識度の平均値について研修前後について T 検定を行った。

## (結果)

研修前の特別支援教育用語の中で認識度が高かった（6 点以上）のは、障害支援の基本的概念に関する用語（“バリアフリー” など）と基本的な発達障害名（“自閉スペクトラム症”、“ADHD”、“読み書き障害”）であった。一方認識度が 4 点未満と低かった用語は、法に関すること（“インクルーシブ教育”、“合理的配慮”）と最近クローズアップされた発達障害に関すること（“限局性学習症”、“ディスレクシア”、“テストの特別措置”、“感覚過敏”）であった。

研修前後での比較において認識度が有意に高くなった用語は、“テストの特別措置”、“インクルーシブ教育”、“合理的配慮”、“ディスレクシア”、“限局性学習症”、“リーズナブルアコモデーション”であり、“テストの特別措置”と“合理的配慮”については 5 点を上回った。

## (考察)

研修初回の講演で障害者支援の社会情勢や合理的配慮の義務化を取り上げることがは、“合理的配慮”の認識度を高めることにつながったと思われる。法に関する研修は特別支援教育推進のために最低限必要な研修内容であると言える。次に“テストの特別措置”や“合理的配慮”といった用語の認識度が高くなったことについては、個別の指導計画作成を研修に取り入れた効果ではないかと考える。個々の生徒の支援ニーズを見立てること、ニーズ応じた適切な配慮提供が生徒の発達を促すために必要な教育活動であることを、研修経験から学ぶことができるからである。個別の指導計画作成および支援経過検討といった内容による研修は、より実践的でより主体的な知識を身につけることができる形式であると言えるのではないだろうか。

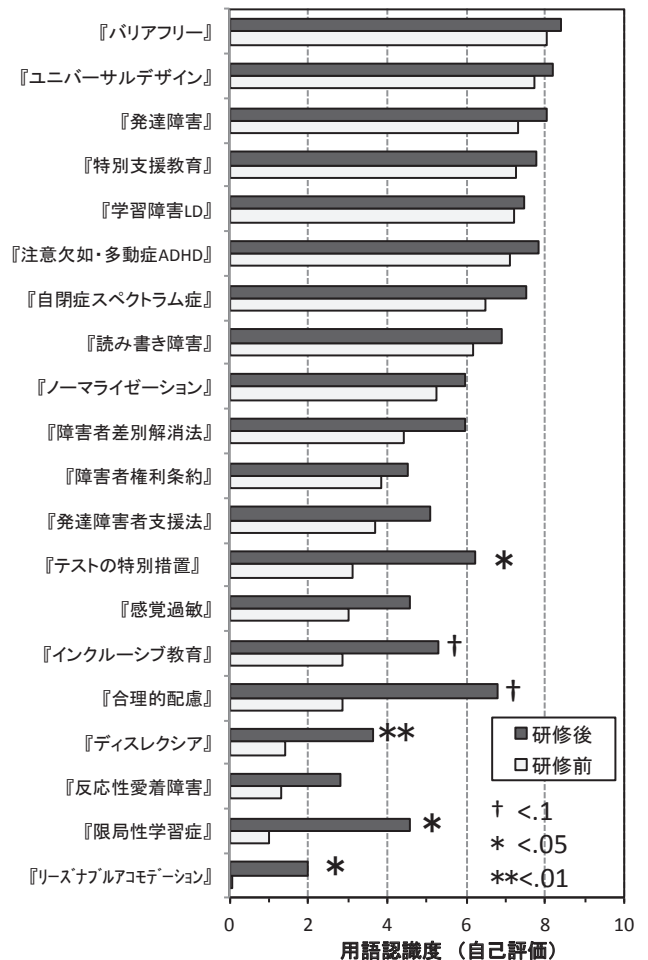


図 1. 研修前後の特別支援教育用語主観的認識度。

## (文献)

松本秀彦（2016）特別支援教育の基礎用語に関する学校教員の主観的認識度-特別支援教育に関する研修ニーズと効果検証のための予備的調査その 1 -, 日本特殊教育学会第 54 回大会発表論文集。

(MATSUMOTO Hidehiko)